

議会議案第2号

子どもたちのゆたかな教育環境をつくるための教職員定数改善と  
学校現場における働き方改革の推進を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成29年6月30日

文教厚生委員会委員長 明 石 博 文

(提案理由) 口 述

## 子どもたちのゆたかな教育環境をつくるための教職員定数改善と学校現場における働き方改革の推進を求める意見書

「義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律」が4月1日に施行されました。

学校現場を取り巻く課題は複雑困難化し、いじめ対策や貧困による教育格差の解消など、学校が対応しなければならない新たな教育課題が増大しています。発達障害など通級指導の対象となる児童生徒が急増し、特別支援教育の対象となる児童生徒、日本語指導を必要とする外国人の児童生徒も、地域や学校の規模に関わりなく増えてきています。子どもたちのゆたかな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠で、教職員定数改善などの施策が最重要課題となっています。公益財団法人 連合総合生活開発研究所の教職員の働き方・労働時間に関する報告書によると、7～8割の教員が一月の時間外労働が80時間（過労死ライン相当）となっていること、1割がすでに精神疾患に罹患している可能性が極めて高いことなどが明らかにされました。明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場において、教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働是正が必要であり、そのためにも教職員定数改善が欠かせません。

厳しい財政の中、自治体の独自財政で定数措置を行っている状況がありますが、地方自治体の財政を圧迫しています。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠であり、国の施策として財政保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

よって、地方教育行政の実情を十分に認識され、法改正を踏まえた施策の推進に向け、次の事項について実現を図られるよう、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

### 記

- 1 教職員の働き方改革を実現し、教育の質を高める観点から、計画的な教職員定数の改善を行うこと。また、新たな教育課題の増大に対応し、児童生徒に対するきめ細かで質の高い教育を実現するため、必要かつ十分な数の加配教職員が配置できるように定数を確保すること。
- 2 特別支援教育、通級指導、日本語指導を必要としている児童生徒などを含め、すべての子どもたちに対する教育の機会均等・全国的な水準確保と障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、専門的知識や技能を有する教員等の確保など、指導・支援体制の整備・充実を行うこと。
- 3 事務職員の職務に関する規定の見直しや共同学校事務室の制度化の意義を周知させるとともに、事務職員・養護教諭・栄養教諭・栄養職員の全校（全共同調理場）配置、及び複数配置基準の引き下げを行うこと。

平成29年6月30日

長崎県五島市議会